

4. 第二回を越したる、

5. 定時間二十時より、

6. 今借入の金十名上ノ株着ノ所におこし返入割り手渡

7. 天分簿の出力付金、日次ノ手帳ヲ増設ス、

8. 役員ノ手帳ノ整理ノ通リ、但し封入ノ手帳ニ付金ノ金

9. 金百円ノ定体より三百円トシ、集書ハ三十日迄行集ス、

10. 借集金ノ二功之ノ定ニ、執業規則ノ嚴守ニ付、

② 廣新新字社

片五地 廣新新字社 四町

三助名 三七名

廣新新字社 三三名

本日現在迄

此より先、借集金ノ額ハ、廣新新字社ノ借集金ノ額ニ比シテ、
廣新新字社ノ借集金ノ額ハ、九月迄ノ之カヲ拂集ス
ノ在リ、先此ノ借集金ノ額ハ、同十名ノ借集金ニ、

1. 借集金ノ額ハ、廣新新字社ノ借集金ノ額ニ比シテ、
十二日迄、廣新新字社ノ借集金ノ額ハ、

2. 借集金ノ額ハ、廣新新字社ノ借集金ノ額ニ比シテ、
同日、廣新新字社ノ借集金ノ額ハ、

③ 山本新字社

山本新字社ノ借集金ノ額ハ、九月迄ノ之カヲ拂集ス

山本新字社 八名